

## 江田島市運航継続支援金交付要綱

令和3年11月12日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、乗降客数が減少し、経営環境の悪化が懸念される航路事業者に対し、運航継続を図るための支援金を交付することについて、江田島市補助金等交付規則（平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象期間)

第2条 支援金の対象期間は、令和3年4月から令和4年3月までとする。

(対象者)

第3条 支援金の対象者は、令和3年11月1日現在において、本市を発着点とする定期航路（海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定により許可を受けた一般旅客定期航路事業に係る航路をいう。ただし、国、県等の当該航路の運航経費に係る支援制度の適用を受ける航路を除く。）を運航している航路事業者とする。

(交付対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費は、航路事業者が支出する運航に要する経費とする。

(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、300万円とする。

2 支援金の交付は、1航路に対して、1回限りとする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする航路事業者（以下「交付申請者」という。）は、江田島市運航継続支援金交付申請書（様式第1号）に、交付申請月が属する期の航路損益見込書（様式第2

号) を添えて, 市長に提出しなければならない。

( 交付決定 )

第 7 条 市長は, 前条の規定による交付申請があった場合は, その内容を審査し, 支援金を交付すべきものと認めたときは, 江田島市運航継続支援金交付決定通知書 (様式第 3 号) により, 速やかに交付申請者に通知するものとする。この場合において, 市長は, 支援金の交付決定に係る条件を付することができる。

( 交付請求 )

第 8 条 前条の規定により交付決定を受けた者 (以下「交付決定者」という。) は, 速やかに江田島市運航継続支援金交付請求書 (様式第 4 号) を市長に提出しなければならない。

2 市長は, 前項の交付請求書を受理した場合は, 速やかに交付決定者に支援金を支払うものとする。

( 実績報告 )

第 9 条 規則第 15 条の規定にかかわらず, 第 6 条に規定する書類の提出をもって, 規則第 15 条の規定による実績報告書の提出に代えるものとする。

( 交付決定の取消し等 )

第 10 条 市長は, 交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは, 支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において, 既に交付した支援金があるときは, 市長は, その全部又は一部の返還を当該交付決定者に命ずることができる。

( 1 ) この要綱の規定に違反したとき。

( 2 ) 交付決定の条件に違反したとき。

( 3 ) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

( 帳簿等の備付け )

第 11 条 規則第 22 条に規定する市長が定める期間は, 支援金の交付を受けた日から起算して 5 年を経過した日の属する会計年度

の末日までとする。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 1 月 1 2 日から施行し、令和 3 年度予算に係る支援金から適用する。